

固体バイオ燃料国際規格化研究会 設立のご挨拶

バイオマスは再生可能エネルギーで唯一の有機資源であり、その中でも固体バイオ燃料は、原料に木材や農業残渣などが用いられることから、食料利用と競合しにくく、かつ加工も比較的容易なことから、バイオマスエネルギー利用の基幹的存在であると言えます。

我が国では、バイオマス・ニッポン総合戦略や再生可能エネルギー電力の固定価格買い取り価格制度（FIT）等の施策によって、バイオマスを薪、チップ、ペレット、木炭等の固体バイオ燃料に加工し、熱や電力に利用する動きが着実に増えています。特に FIT 導入以降は固体バイオ燃料の輸入が劇的に増加して、例えば木質ペレット燃料では 2018 年に 100 万トン（国内生産量の約 8 倍）に達しています。また新燃料としてバイオコークスや半炭化燃料等の開発も進められています。しかしながら標準規格化された固体バイオ燃料に基づく燃焼機器/プラント設計等が充分になされている環境は整っておらず、経済指標による市場動向に左右される状況となっております。そうした中、消費者が固体バイオ燃料を安心・安全に利用するには、共通の基準やルールの下に、品質を担保した燃料が生産され、災害や事故が起きにくい、あるいは最大限に防ぐことを想定した安全・保全設計のルール作りなど安全確実に取り扱われることが極めて重要です。

固体バイオ燃料の国際規格は、2005 年に EN 規格が策定された後、2014 年に EN 規格を原案に ISO 規格が策定されました。その一方で、我が国ではこれらを参考にしながらも、業界団体がそれぞれ独自規格を制定して、規格制定に統一した基準やルールが整っていない状況にあります。また、我が国は気候、樹種特性など、欧州とは事情が異なることから、ISO 規格が必ずしも我が国の実情を反映しておらず、国際規格を策定する ISO/TC238 委員会に対して、規格策定や修正を求めていく必要があります。しかし現状では日本はオブザーバ資格（O メンバー）のため意見申し立てができず、正規メンバー資格（P メンバー）に昇格するには関係する産官学事業者からなる国内審議委員会を構成することが求められます。

そこで、P メンバー資格で日本が国際規格策定に主導的役割を果たし、国際規格に沿ったルールで固体バイオ燃料が生産、取引、消費されることを目的に、ここに任意団体「固体バイオ燃料国際規格化研究会」を設立致しました。固体バイオマス燃料の生産、消費、取扱、開発にかかる皆様におかれては、本趣意書にご賛同いただき、研究会へ参画頂けると幸いです。

本会設立に際して、5 月 17 日（金）に ISO/TC238 議長を招聘してシンポジウムを開催致します（別紙に開催案内を添付します）。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

2019 年 4 月吉日

発起人（順不同）

- 吉田 貴紘（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所）
- 井田 民男（近畿大学バイオコークス研究所所長/教授）
- 岡本 利彦（一般社団法人日本木質ペレット協会会長）
- 小島 健一郎（ペレットクラブ代表理事）